

## 村上市地酒等による乾杯を推進し村上の食文化を振興する条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、本市で製造される地酒等による乾杯の習慣を広めることにより、地酒等及び農林水産物、郷土料理、物産等の市内で生産、加工又は調理されたものなどの地域資源を生かした食文化（以下「村上の食文化」という。）を振興し、もって本市の地域経済の発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「地酒等」とは、日本酒、ワイン、どぶろく、村上茶、山ぶどうジュース等本市で製造される飲料をいう。

### （市の役割）

第3条 市は、地酒等による乾杯を推進することにより、村上の食文化の振興に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （議員の役割）

第4条 本市の議会の議員（以下「議員」という。）は、自らが参加する会食等の乾杯において積極的に村上の地酒等を用いるよう努めるとともに、市民等に対して呼びかけるなど、地酒等による乾杯を推進し村上の食文化の振興及び情報発信に努めるものとする。

### （事業者の役割）

第5条 地酒等を製造し、販売し、又は提供する事業者（以下「事業者」という。）は、地酒等による乾杯の推進に取り組むとともに、本市及び他の事業者と相互に協力し、村上の食文化の振興に努めるものとする。

### （市民の協力）

第6条 市民は、市及び事業者が行う地酒等による乾杯を推進する取組及び村上の食文化を振興する取組に協力するよう努めるものとする。

### （嗜好等への配慮）

第7条 市、議員、事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、個人の嗜好及び飲酒に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとする。

### （食品廃棄物の削減）

第8条 事業者及び市民は、食べられるのに捨てられてしまう食品の削減のため、宴席、会食等においては、残さず食べるよう、しっかり食べきるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。